

別記様式第2号

会議の概要報告

会議の名称	第1回佐野市特別職報酬等審議会
1 開催日時	平成27年11月6日(金) 午前10時～午後11時
2 開催場所	佐野市役所 東仮庁舎 会議室1
3 委員等の人数	10人
4 出席委員等の人数	8人
5 議題	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律に伴う新教育長の給料月額について
6 会議の公開・非公開の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 一部公開・非公開の理由
7 傍聴者の数	0人
8 会議資料の名称	<ul style="list-style-type: none"> ・ 佐野市特別職報酬等審議会委員名簿 ・ 佐野市特別職報酬等審議会条例 ・ 諮問書の写し ・ 諮問事項に係る概要説明 ・ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(概要) ・ 県内市、群馬県両毛4市、類似団体(同規模)市の教育長の給料月額の状況 ・ 新教育長の給料月額について(案)
9 会議の概要(発言の要旨)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 委嘱状交付 2. 市長あいさつ 3. 委員紹介 4. 会長選出、職務代理の指名 5. 会長、職務代理あいさつ 6. 諮問 7. 審議

	<p>(審議概要)</p> <p>今回の法律改正により、教育長は新たに教育委員会の代表者となり、教育委員会の会務を総務する等、教育行政の第一義的な責任者として明確に位置づけられるなど、教育行政の大きな権限と責任を有することになり、その職務は重要であるものの、現下の社会情勢を踏まえ、県内他市、両毛他市、類似団体における教育長の給料月額を比較すると、教育長の給料月額は、高めに位置していること、また、新教育長への対応に伴う給料月額の改定状況においても、ほとんどの市で据え置きとしていることから、同様に現行の給料月額を据え置きとすることが妥当であるとの意見の集約に至った。</p> <p>(付帯意見)</p> <p>教育長には、いじめ問題をはじめとする対応が困難かつ複雑化する教育課題や市の教育振興に対し、一層力を注いでいただきたい。また、教育関係者には、児童生徒が品格や道徳性など、規範意識や社会性を身に付けられる教育を望む。</p>
10 その他	